



秋田県公報

目 次

ページ

- 告 示
- 生活保護法による介護機関の指定(六六三・福祉政策課) 1
- 平成十五年度林業改良指導員資格試験の実施(六六四・秋田スギ振興課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する意見の概要(六六五・六七〇・商工業振興課) 3

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
ほっと未来ショートステイ	有限会社企業みらい 代表取締役	仙北郡千畠町畠屋字街道東二百一番地一	短期入所生活介護	平成十五年七月一日
のしる介護福祉センター萌木	株式会社エム・ズ 代 表取締役	能代市字田子向八十一番地四	短期入所生活介護	平成十五年七月十五日
株式会社コムスン能代山本ケアセンター	株式会社コムスン 代 表取締役	能代市出戸本町六番地八	訪問介護	平成十五年三月十五日
藤里指定短期入所生活介護事業所	社会福祉法人秋田虹の会 理事長	山本郡藤里町矢坂字上野蟹子沢九十番地	訪問介護	平成十二年四月一日
J A 秋田ふるさとケアセンター	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長同	平鹿郡平鹿町醍醐字道中後二十八番地一	訪問介護	平成十五年八月一日

大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する届出(六七一、六七二・商工業振興課)	5
基本測量実施の通知(六七三・建設管理課)	6
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催(六七四・都市計画課)	6
道路の供用開始(六七五・道路環境課)	6
平成十五年度砂利採取業務主任者試験の実施(六七六・河川課)	7

秋田県告示第六百六十三号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十五年八月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

JA秋田ふるさとテイサー タルサービス	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長	平鹿郡平鹿町醍醐字道中後二十八番地一	平成十五年八月一日
ケアステーションこじろ	有限会社ヨコテケアス テーション 取締役	横手市鍛冶町三番三十一号	福祉用具貸与	平成十五年八月一日
グループホームかみやま	社会法人全国社会保 険協会連合会 会長 ふくし会 理事長	能代市緑町五番二十一号	訪問介護	平成十五年八月一日
	大館市花岡町字前田百六十二番地三十九	居宅療養管理指導	通所介護	平成十五年八月一日

秋田県告示第六百六十四号

林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年秋田県条例第四号。以下「条例」という。）第二条の規定により、次のとおり平成十五年度林業改良指導員資格試験を実施するので、条例第五条の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

(1) 筆記試験

平成十五年十一月一日（月）午前九時三十分から午後二時まで

(2) 口述試験

平成十五年十一月一日（月）午後二時三十分から午後五時まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目二番十二号 地方職員共済組合秋田県宿泊所みずほ苑

(一) 必須項目

林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎知識）及び普及方法

二 試験項目

(一) 平成十五年八月二十七日（水）から同年九月二十六日（金）まで

(二) 期間

五 受験願書用紙の交付

証明書

(2)(1) 条例第四条の大学その他の教育機関の卒業証明書若しくは卒業見込証明書、同条の検定の合格証明書又は林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和六十一年秋田県規則第十五号）第二条第一項の認定書

(3) 条例第四条第一号又は第三号に該当する者にあっては、試験研究機関等從事

(二) 選択項目

二項目を選択

(二) 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産、林業機械及び林業土木のうちから

三 受験資格

条例第四条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書

(2)(1) 添付書類

履歴書

(2)(2) 条例第四条の大学その他の教育機関の卒業証明書若しくは卒業見込証明書、同条の検定の合格証明書又は林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和六十一年秋田県規則第十五号）第二条第一項の認定書

(3) 条例第四条第一号又は第三号に該当する者にあっては、試験研究機関等從事

五 受験願書用紙の交付

証明書

2

秋田市山王四丁目一番一號 農林水產部秋田スギ振興課
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、八十円切手をはつたて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 受験願書の交付

（一）期間及び時間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月二十七日（水）から同年九月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後四時まで。

郵送の場合は、締め切り日までの消印のあるものに限り受け付ける。

（二）場所

秋田市山王四丁目一番一號 農林水產部秋田スギ振興課
郵送の場合は、封筒の表に「林業改良指導員資格試験受験」と朱書すること。

七 受験手数料

（一）額

三千三百円

八 受験手数料

（二）納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

九 受験手数料

（一）納付方法

平成十五年十一月中旬に県庁正面公告板に氏名を掲示するとともに、合格者へは書面で通知する。

十 受験手数料

（一）納付方法

条例第四条第四号の規定による知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を平成十五年九月十二日（金）までに知事に提出し、認定を受けること。

十一 受験手数料

（一）納付方法

最終学校卒業証明書
履歴書

十二 受験手数料

（一）納付方法

秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第二百三十八条）第二十二条第一項の規定により、口頭により開示請求することができる個人情報の項目並びに開示請求できる期間及び場所は次のとおりとする。

（1）個人情報の項目
（2）秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第二百三十八条）第二十二条第一項の規定により、口頭により開示請求することができる個人情報の項目並びに開示請求できる期間及び場所は次のとおりとする。

個人情報の項目
試験等の名称

林業改良指導員資格試験

開示できる内容

科目別得点及び順位

□述試験総評定

（2）開示請求の受付期間及び受付時間
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月二十二日（金）から平成十六年一月十三日（火）まで

午前八時三十分から午後五時まで
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月二十二日（金）から平成十六年一月十三日（火）まで

午前八時三十分から午後五時まで
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月二十二日（金）から平成十六年一月十三日（火）まで

（3）開示請求の場所
秋田市山王四丁目一番一號 農林水產部秋田スギ振興課
本人であることを確認するために提示を求める書類
受験願書

（3）試験についての問い合わせ先
農林水產部秋田スギ振興課団体・普及班（電話〇一八八六〇一九一九）
受験願書

（3）試験についての問い合わせ先
農林水產部秋田スギ振興課団体・普及班（電話〇一八八六〇一九一九）

秋田県告示第六百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年八月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

なかよしターミナルビル
秋田市千秋久保田町四番一號外

二 秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

（一）縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

（二）縦覧期間
平成十五年八月二十六日から同年九月二十六日まで

秋田県告示第六百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定

サンフェスティショツピングセンター
秋田市外旭川小谷地二十五番地外

秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 縦覧期間

秋田市役所 商業観光課

平成十五年八月二十六日から同年九月二十六日まで

秋田県告示第六百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年八月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田中央ビルディング

秋田市中通二丁目六番一号

二 秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 縦覧期間

秋田市役所 商業観光課

平成十五年八月二十六日から同年九月二十六日まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年八月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社キノシタ 代表取締役 木下和幸

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
青森県青森市宋町二丁目六番三十一号

株式会社キノシタ能代店

能代市後谷地十番地の五

大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一千四百平方メートル

大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル

大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる旨
平成十四年六月二十三日

(五) (四) (三) 変更する理由
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる旨
平成十四年六月二十三日

(六) (五) (四) 変更する理由
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる旨
平成十四年六月二十三日

大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年八月八日

店舗閉鎖のため

二 届出年月日

平成十五年八月八日

秋田県告示第六百七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年八月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社伊徳 代表取締役 伊藤碩彦

(二) 大館市清水四丁目四番十五号

大規模小売店舗の名称及び所在地
伊徳長倉町店

案

当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、仙北地域振興局建設部及び田沢湖町建設課に備え置いて、平成十五年八月二十六日(火)から同年九月十八日(水)までの間縦覧に供する。

二 公述申出書の提出期限等

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年九月九日(火)午後五時までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を三に掲げる場所に提出すること。

(二) (一)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができるもの(以下「公述人」という。)の数を制限することがある。

(三) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。

(四) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。

(五) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

三 問い合わせ先

秋田市山王四丁目一一番一號 建設交通部都市計画課 電話〇一八(八六〇)一四

四五

秋田県告示第六百七十五号
道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年八月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間
県 道 石川向能代線	能代市向能代字トトメキ三五番一地先から 二番三地先まで 能代市向能代字トトメキ一一番一地先から 平影野八四番六まで	

場所 建設交通部道路環境課

(二) (一) 期間 平成十五年八月二十六日から同年九月八日まで

秋田県告示第六百七十六号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、次のとおり平成十五年度砂利採取業務主任者試験を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時 平成十五年十一月七日(金)午前十時から正午まで

(二) 場所 秋田市山王三丁目一一番一號 秋田県庁第二庁舎

二 試験科目

砂利の採取に関する法令

(二) (一) 砂利の採取に関する技術的な事項(基本的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

三 受験資格

年齢、性別及び学歴を問わない。

四 受験申込みに必要な書類

(二) (一) 履歴書(砂利採取業者の登録等に関する規則様式第十によるもの。)

(三) (二) (一) 写真(手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)

五 受験願書用紙の交付

(一) (二) (一) 期間 平成十五年八月二十六日(火)から同年十月十日(金)までの午前九時から午後五時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(二) 場所 各地域振興局建設部

六 受験願書の受付

(一) 期間 平成十五年九月十一日(木)から同年十月十日(金)までの午前九時から午後五時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(二) 場所 各地域振興局建設部

七 受験手数料

(一) 額 七千六百円

(二) 納付方法 受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

二 供用開始の期日 平成十五年八月二十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

平成十五年十二月中旬に秋田県公報に登載するとともに、県庁正面及び各地方総合庁舎公告掲示板に掲示する。

九 試験結果の開示

- (一) 開示する項目 科目別得点及び総合得点
 (二) 開示請求の受付期間 合格発表の日から一ヶ月以内の午前九時から午後五時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 (三) 開示する場所 建設交通部河川課及び各地域振興局建設部
 試験についての問い合わせ先
 建設交通部河川課又は各地域振興局建設部

正 誤

ページ 段行

正

誤

平成十五年七月二十五日付け秋田県公報第十四百九十九号掲載の秋田県公告目次欄中
 (原稿誤り)

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を
 適当とする旨の決定

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可

一 上
 ら五
 後ろか

発行者 秋田県

購読料金
 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田市山王四丁目一一番一号
 電話(082)876-5111
 FAX(082)876-5111
 mail:matsubara@matsubara-satsu.co.jp
 原繁雄

100
 古紙配合率100%